

○柏市民ギャラリー運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市民ギャラリ一条例（昭和54年9月28日条例第39号）第4条第3項の定めにより、柏市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(ギャラリーの料金の特例)

第2条 利用者の施設利用の利便と施設の有効利用を図るため、展示面積限定利用の特例を以下のとおりとする。

(1) 使用できる展示場所

別図のとおり、可動間仕切りで区切られた受付側の全面

(2) 特例利用料金

柏市民ギャラリ一条例別表に定める当該施設の利用料金の額に、100分の50を乗じて得た額とする。

(3) 特例利用料金の条件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

①利用申込日及び利用日が同一の年度（4月1日から3月31日までとする。以下同じ。）内に属していること。

②利用日が利用申込日から6か月後の月の末日の間であること。

③既に同一の年度内において利用申込を行った団体又は個人が特例利用料金での追加利用申込を行う場合は、次に掲げる2条件を満たすこと。

ア. 利用申込日時点において利用期間が満了していること。

イ. 利用日の属する年度において、利用予約に対するキャンセルがないこと。

④同一年度において利用申込の実績がない団体が特例料金での利用申込を行う場合は、団体の代表が上記キャンセルをした団体の構成員又は個人でないこと。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別図

